

青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加齢により聴力が低下し他者とのコミュニケーションが取りづらい高齢者に対し、補聴器の使用により閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに、認知症予防の一助とするため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、もって高齢者福祉に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付の申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 青森市内に住所を有し、65歳以上であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならないこと。
- (3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱を受けた補聴器相談医（以下「補聴器相談医」という。）により、補聴器の装用が必要であると判断されていること。
- (4) 過去5年間、本助成金（同種のものを含む。）の交付を受けていないこと。
- (5) 市税に未納の額がないこと又は次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。
 - イ 前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。
 - ウ イの場合において、分割納付の履行を怠ったことがないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、補聴器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器に該当するものであって新品のものに限る。以下同じ。）本体の購入に係る費用とする。

2 助成対象経費には、診察料、検査料、証明書料その他の受診に係る費用、補聴器の修理、補修及び電池交換に係る費用並びに附属品のみの購入に係る費用は含まないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者一人につき助成対象経費の実支出額の合計額又は3万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、青森市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 補聴器相談医が作成した補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）（作成から6か月以内のものに限る。以下「診療情報提供書」という。）の写し
- (2) 診療情報提供書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（以下「認定店等」という。）が作成した見積書
- (3) 委任状（様式第2号）（助成対象者以外の者が申請する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において助成金の交付を決定したときは、青森市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）に青森市高齢者補聴器購入費助成券（様式第4号。以下「助成券」という。）を添えて、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、助成金の交付が適当でないと認めるときは、青森市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定通知書の発行日の属する年度内に、助成券に記載された認定店等と速やかに契約を締結し、補聴器の購入を行うものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定による購入を行う際、認定店等に対して助成券及び青森市高齢者補聴器購入費助成金支払請求書兼委任状（様式第6号。以下「請求書兼委任状」という。）を提出し、認定店等に助成金の受領を委任するとともに、購入に要する費用から助成金の額を控除した額を認定店等に支払うものとする。

（助成金の支払）

第8条 助成金は、前条第2項の規定により交付決定者から代理受領の委任を受けた認定店等に対して支払うものとする。

（助成金の請求）

第9条 第7条第1項の規定により交付決定者に対して補聴器を販売した認定店等は、請求書兼委任状に助成券及び補聴器の販売に係る領収書控えの写しを添えて、市長に対して助成金の請求をするものとする。

- 2 市長は、認定店等から前項の規定により請求があったときは、内容を審査のうえ、請求を受けた日から30日以内に当該請求のあった額を認定店等へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 補聴器購入後、5年以内に、当該補聴器を本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し又は担保に供したとき。(助成対象者の聴力レベルの変更により補聴器を使用しなくなった場合を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の定めに違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消す場合には、青森市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者及び認定店等に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 前条に規定する取消しを受けた者は、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、市長が定める期限内に、当該助成金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年7月1日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

青森市長 様

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

助成対象者との関係（ ）

電 話 _____

青森市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

補聴器の購入費について、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、助成金交付に係る審査のため、助成対象者の住民登録資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

助成対象者	(フリガナ) 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	生年月日	年	月 日
申請状況	<input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 再申請（前回交付決定日 年 月 日）		
補聴器詳細	補聴器の装用耳	右 ・ 左 ・ 両耳	
	種類等	耳かけ型 ・ 耳あな型 ・ ポケット型 その他（ ）	
	製造販売業者		
	機種名		
補聴器販売店	名 称		

（添付書類）

- 1 補聴器相談医が作成した補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）（作成から6か月以内のものに限る。以下「診療情報提供書」という。）の写し
- 2 診療情報提供書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店が作成した見積書
- 3 委任状（様式第2号）（助成対象者以外の者が申請する場合に限る。）
- 4 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

青森市長 様

住 所 _____
委任者
氏 名 _____ 印

委 任 状

私は、 _____ を代理人として、下記の事項を委任します。

記

- 1 青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき、青森市高齢者補聴器購入費助成金の交付に係る一連の手續（補聴器の購入を含む。）を行うこと。
- 2 1の手續に必要な範囲内で、委任者の個人情報を市に対して提供すること。

年 月 日

様

青森市長 印

青森市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の助成金については、青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付番号			
交付決定者	氏名		
	住所		
	生年月日		
助成対象補聴器	製造販売業者		
	機種名		
補聴器購入先 (認定店等)	名称		
助成金上限額	見積額	交付決定者自己負担額	助成金の額
30,000円			
備考			

様式第4号（第6条関係）

青森市高齢者補聴器購入費助成券

① 交付番号			
② 交付決定者	氏名		生年月日
	住所		
③ 申請者	氏名		交付決定者との関係
④ 助成対象となる補聴器の種類等	種類： 製造販売業者： 機種名：		
⑤ 補聴器購入先 (認定店等)	名称		
	住所		
見積額	交付決定者自己負担額		助成金の額

上記のとおり助成する。

年 月 日

青森市長

印

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

青森市長 印

青森市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の助成金については、青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により交付しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

様式第6号 (第7条関係)

青 森 市 長 様

青森市高齢者補聴器購入費助成金支払請求書兼委任状

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補聴器の引渡しを受け、次のとおり交付決定者自己負担額を支払いましたので、青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、助成金の支払を請求します。なお、助成金の受領に当たっては、その権限を以下の者に委任します。

補聴器金額	円
交付決定者自己負担額	円
助成金請求額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

上記の受領の権限を受任しました。支払については、下記の口座に振込してください。

年 月 日

受任者 (補聴器購入先 (認定店等))

住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ 印 _____

振込口座 金融機関名 _____ 本支店名 _____
預金種別 _____ 1. 普通 _____ 2. 当座 _____
口座番号 _____
口座名義 (カナ) _____

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

青森市長 印

青森市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記の助成金について、青森市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消すこととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

(交付決定を取り消す理由)